

～参考資料～

## ～目次～

### I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

- 観光地域づくり相談窓口(国土交通省 観光庁)……………55  
[地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設。]
- 地方創生萬相談窓口(国土交通省)……………56  
[まち・ひと・しごと創生総合戦略]に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。]
- 広域観光周遊ルート形成促進事業(国土交通省 観光庁)……………57  
[複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日～7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。]
- 観光地域ブランド確立支援事業(国土交通省 観光庁)……………58  
[国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。]
- 地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業(国土交通省 観光庁)……………59  
[観光地域のマーケティング・マネジメントを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOクラウド」を開発し、地域に提供する。]

### I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

- 地域資源を活用した観光地魅力創造事業(国土交通省 観光庁)……………60  
[地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品の開発等を支援することにより、魅力あふれる観光地域づくりを推進。]
- ふるさと名物応援事業(経済産業省)……………61  
[全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、各地域ある地域資源を活用したふるさと名物などに対する支援を行う。]
- 先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業(経済産業省)……………62  
[先進的なコンテンツ制作・表現技術による、観光・スポーツ分野等の魅力をプロモーションするコンテンツ制作を支援とともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法の取りまとめ、普及も併せて支援する。]
- 伝統的工芸品産業支援事業(経済産業省)……………63  
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」)」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- 食によるインバウンド対応推進事業(農林水産省)……………64  
[地域の食・食文化の魅力を映像化し、それを継承・発信するために映像を集積・検索できるウェブサイトの構築を支援するとともに、訪日外国人旅行者が日本の食を楽しめる環境を提供するために必要な飲食店等によるムスリム、ベジタリアン等の食習慣への対応等を促すための研修事業等の取組を支援します]

## I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

- JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）（総務省（一財）自治体国際化協会）……65  
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において自治体での観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]
- 外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業（総務省）……66  
[市町村が、外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域おこし企業人交流プログラム（総務省）……67  
[市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 産学連携サービス経営人材育成事業（経済産業省）……68  
[大学等とサービス事業者等が連携して進める、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムの開発への支援を行います。]

## I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

- 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業（文部科学省 文化庁）……69  
[地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。]
- 博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業（文部科学省 文化庁）……70  
[ICOM京都大会等に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により、観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能を強化し、博物館を核とする新たな地域創生につなげる。]

## I-4. 特に…スポーツツーリズム、スポーツイベントの取組をしたい！（ソフト事業）

- スポーツによる地域活性化推進事業（文部科学省 スポーツ庁）……71  
（地域スポーツコミッションへの活動支援）  
[スポーツツーリズムやスポーツイベントの誘致など、スポーツによる地域活性化の取組を支援する。]
- スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（文部科学省 スポーツ庁）… **新規** ……72  
[スポーツツーリズムに関する消費者意識・実態に係る調査・分析を通じた、官民共同のスポーツツーリズム需要喚起戦略の策定及び、スポーツツーリズムと文化芸術要素を融合させた「スポーツ文化ツーリズムアワード」のプロモーションなどを行い、スポーツツーリズムの魅力や意義を発信し地域活性化の推進を図る。]

## I-5. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！（ソフト事業）

- エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業（環境省）……73  
[国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

## I-7. 特に…ITの活用をしたい！（ソフト事業）

- IoTおもてなしクラウド事業（総務省）……………74  
[IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、訪日外国人等のスムーズな移動、観光等の実現に向け、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供等)を可能とするため、共通クラウド基盤の構築を進め、実証実験を通じて機能を検証する。]
- IoTサービス創出支援事業（総務省） **新規** ……………75  
[地域における実証事業を通じ、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する参照モデルを構築するとともに、必要なルール整備等につなげる。]
- オープンデータ等利活用推進事業（総務省）……………76  
[観光関連情報を含むオープンデータを活用したモデル実証等に取り組むことにより、データを活用した新事業・新サービスの創出、住民サービスの向上等を促進する。]

## II 地域の魅力を発信したい！（ソフト事業）

- ビジット・ジャパン地方連携事業（国土交通省 観光庁）……………77  
[地方運輸局・沖縄総合事務局が、地方（自治体及び観光関係団体等）と広域に連携し、外国人旅行者に魅力ある地域の観光資源等を海外に発信し、外国人旅行者の訪日促進を図る。]
- インフラツーリズムポータルサイト（国土交通省）……………78  
[橋やダムなどのインフラ（社会資本）を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツアーポータルサイトを平成28年1月22日に開設した。全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が主催するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。]

## III 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（国土交通省観光庁）……………79  
[訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上に向けた観光案内等の機能向上を支援する。]
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）……………80  
[地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。]
- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（国土交通省）……………81  
[地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域の活性化に加え、地域の防災力を向上させる事業について、事業化検討経費を支援する。]
- 離島活性化交付金（国土交通省）……………82  
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- 地域再生制度（内閣府）……………83  
[地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]

- **地方創生推進交付金(内閣府)** .....84  
 [地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。]
- **中心市街地活性化制度(内閣府)** .....85  
 [中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。]
- **地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)** .....86  
 [地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援する。]
- **かわまちづくり支援制度(国土交通省)** .....87  
 [地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や民間事業者、地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用計画による、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。]
- **街なみ環境整備事業(国土交通省)** .....88  
 [住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び町づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業(国土交通省)** .....89  
 [住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び町づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **地域・まちなか商業活性化支援事業(経済産業省中小企業庁)** .....90  
 [コンパクトシティ化に取り組む中心市街地における周辺地域への経済的波及効果の高い民間プロジェクト、公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の商店街における各種サービスの提供に向けた取組、商店街の活性化のために商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発を支援。]

**Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！(ソフト&ハード事業)**

- **自然環境整備交付金事業(環境省)** .....91  
 [地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。]
- **生物多様性保全推進支援事業(環境省)** .....92  
 [地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。]

**Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！(ソフト&ハード事業)**

- **文化財総合活用・観光振興戦略プラン(文部科学省 文化庁)** 新規 .....93  
 [「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援]

- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく  
歴史的風致維持向上計画の認定制度(文部科学省、農林水産省、国土交通省)……………94  
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]

### Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- 農山漁村振興交付金(農林水産省)……………95  
[農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。]
- 次世代林業基盤づくり交付金(農林水産省 林野庁)……………96  
(うち森林・林業再生基盤づくり交付金(うち森林づくり活動基盤の整備))  
[山村地域や都市近郊の里山林等を活用して、子どもたちの体験活動といった森林環境教育や後継者の育成等に必要な林業体験学習を推進するための森林フィールドや教育活動施設を整備。]
- 森林・山林多面的機能発揮対策交付金(農林水産省)……………97  
[地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援]

### Ⅳ 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！

- 構造改革特別区域制度(内閣官房・内閣府)……………98  
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]

※ 本支援メニュー集に掲載されている事業は**予算案の段階**であり、国会での議決を経て、予算が確定するまでは**変更の可能性がございます**。

## I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	観光地域づくり相談窓口	予算案額(百万円)	—
		区分 (新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	近年、各地域において、地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組が積極的に進められている。こうした活動を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、平成20年4月より、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設している。		
対象者	自治体、NPO、民間事業者等		
対象事業	相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、国土交通省に留まらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局へ橋渡しを行う。その後も、状況に応じて適切なフォローを実施。  なお、相談窓口では、全国を10のエリアに分け、エリアごとの担当が相談に対応。		
支援内容	<p>【相談事例】</p> <p>観光地域づくり事例の紹介</p> <p>自治体で観光戦略を作成するので、地域のイベントなどで成功例があれば教えてほしい。 →日本各地で熱意と創意工夫による魅力的な観光地づくりが行われており、このような地域の取り組みの一部を紹介し、観光地づくりに取り組む方々へ広く参考となるよう事例集（観光地域づくり事例集）にとりまとめ。</p> <p>観光庁メールマガジンでの相談事例紹介</p> <p>実際にご相談いただいた事例の中から参考になるものを観光庁メールマガジンにおいて、順次紹介。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定)	—		
備考	10のエリアごとの連絡先は観光庁ホームページに掲載。		
連絡先	国土交通省(観光庁)	TEL: 03-5253-8327	
	観光地域振興部	FAX: 03-5253-8930	
	観光地域振興課	URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html</a>	

## I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	地方創生 <sup>よろず</sup> 萬相談窓口	予算案額(百万円)	-																																																																																				
		区分(新規・継続・変更)	-																																																																																				
根拠法令等	—																																																																																						
概要	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。																																																																																						
対象者	地方創生に取り組む市町村																																																																																						
対象事業	包括的な相談体制 市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局(地方整備局及び地方運輸局)において一元的に対応。																																																																																						
支援内容	国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策がまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューを紹介。																																																																																						
変更のポイント	—																																																																																						
支援手続スケジュール(予定でも可)	—																																																																																						
備考	—																																																																																						
連絡先	<p>(地方創生萬相談窓口)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">北海道開発局</td> <td style="width: 35%;">開発監理部 開発計画課</td> <td style="width: 30%;">TEL: 011-736-8325</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>開発調整課</td> <td>TEL: 011-709-9216</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 011-290-2721</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 022-213-8067</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 022-791-7507</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 048-600-1329</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 045-211-7209</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 025-370-6687</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 025-285-9151</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 052-953-8129</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 052-952-8006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 06-6942-4090</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 06-6949-6409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 082-511-6111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 082-228-8701</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 087-811-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 087-835-6356</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 092-476-3542</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 092-472-2315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄総合事務局</td> <td>開発建設部 建設行政課</td> <td>TEL: 098-866-1908</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運輸部 企画室</td> <td>TEL: 098-866-1812</td> <td></td> </tr> </table>			北海道開発局	開発監理部 開発計画課	TEL: 011-736-8325			開発調整課	TEL: 011-709-9216		北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 011-290-2721		東北地方整備局	企画部 企画課	TEL: 022-213-8067		東北運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 022-791-7507		関東地方整備局	企画部 企画課	TEL: 048-600-1329		関東運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 045-211-7209		北陸地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 025-370-6687		北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 025-285-9151		中部地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 052-953-8129		中部運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 052-952-8006		近畿地方整備局	企画部 企画課	TEL: 06-6942-4090		近畿運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 06-6949-6409		中国地方整備局	企画部 企画課	TEL: 082-511-6111		中国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 082-228-8701		四国地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 087-811-8309		四国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 087-835-6356		九州地方整備局	企画部 企画課	TEL: 092-476-3542		九州運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 092-472-2315		沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	TEL: 098-866-1908			運輸部 企画室	TEL: 098-866-1812	
北海道開発局	開発監理部 開発計画課	TEL: 011-736-8325																																																																																					
	開発調整課	TEL: 011-709-9216																																																																																					
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 011-290-2721																																																																																					
東北地方整備局	企画部 企画課	TEL: 022-213-8067																																																																																					
東北運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 022-791-7507																																																																																					
関東地方整備局	企画部 企画課	TEL: 048-600-1329																																																																																					
関東運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 045-211-7209																																																																																					
北陸地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 025-370-6687																																																																																					
北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 025-285-9151																																																																																					
中部地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 052-953-8129																																																																																					
中部運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 052-952-8006																																																																																					
近畿地方整備局	企画部 企画課	TEL: 06-6942-4090																																																																																					
近畿運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 06-6949-6409																																																																																					
中国地方整備局	企画部 企画課	TEL: 082-511-6111																																																																																					
中国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 082-228-8701																																																																																					
四国地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 087-811-8309																																																																																					
四国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 087-835-6356																																																																																					
九州地方整備局	企画部 企画課	TEL: 092-476-3542																																																																																					
九州運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 092-472-2315																																																																																					
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	TEL: 098-866-1908																																																																																					
	運輸部 企画室	TEL: 098-866-1812																																																																																					



## I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	広域観光周遊ルート形成促進事業	予算案額(百万円)	1,612
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、具体的なモデルコースを中心に、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進の取組、ターゲット市場へのプロモーション等を支援する。		
対象者	広域観光周遊ルートに認定された協議会等(事業実施主体)		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マーケティング調査</li> <li>○計画策定</li> <li>○観光資源の磨き上げ</li> <li>○受入環境整備 (多言語表示、無料Wi-Fi環境など)</li> <li>○海外プロモーションの実施</li> <li>○広域周遊ツアーの企画・販売</li> <li>○その他広域での地域共通の取組 等</li> </ul>		
支援内容	総事業費の1/2以内(パッケージで支援)		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体による広域観光周遊ルート事業計画の提出(H29年3月上旬頃予定)</li> <li>・広域観光周遊ルート事業計画の確定(H29年4月頃予定)</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁)      TEL: 03-5253-8327 観光地域振興部          FAX: 03-5253-8930 観光地域振興課		

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	観光地域ブランド確立支援事業	予算案額(百万円)	252
		区分 (新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。		
対象者	法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」 (観光圏整備法(「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号)及び基本方針(「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」(平成24年12月27日改正))に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人。)		
対象事業	<p>(1)観光地域ブランド確立基盤づくり支援</p> <p>○ 補助対象事業:ブランド戦略の策定に係る事業 (ブランドのコンセプトの磨き上げ、ブランドのコンセプトを来訪者が体感できる滞在プログラムの企画等)</p> <p>※対象地域は観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより「ブランド」の評価の確立を目指す地域</p> <p>(2)観光地域ブランド確立支援</p> <p>○ 補助対象事業:ブランド戦略に基づく事業</p> <p>①主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムの実施するに当たつての課題を解決するために必要な事業 (滞在プログラム等と連動した修景、ガイド育成、案内板の整備等)</p> <p>②主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業 (宿泊サービスの改善・向上、地区の景観の維持・向上等)</p> <p>③観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業 (マーケティング調査、品質管理・保証システムの開発等) 等</p> <p>※対象地域はブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けた事業を実施する地域</p>		
支援内容	<p>(1)観光地域ブランド確立基盤づくり支援</p> <p>○ 補助額:上限500万円</p> <p>(2)観光地域ブランド確立支援</p> <p>○ 補助額:事業費の4割</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定)	第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ補助採択		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁)	TEL: 03-5253-8328	
	観光地域振興部	FAX: 03-5253-8930	
	観光地域振興課	URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html</a>	

## I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	地域が稼ぐためのクラウドを活用した 知的観光基盤整備事業	予算案額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	—
根拠法令等	—		
概要	観光地域のマーケティング・マネジメントを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。		
対象者	登録された日本版DMO候補法人等		
対象事業	—		
支援内容	<p>「DMOネット」の開発を通じた、</p> <p>①日本版DMOの実施するマーケティング・マネジメント業務を効率化するための各種支援ツールの提供</p> <p>②日本版DMOが必要とする専門業者・専門人材を検索・活用するためのマッチング機能の提供</p> <p>③日本版DMOが他地域のDMOの先進的な取組等の情報を参照できる仕組みの提供</p>		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	平成28年度内に開発・提供予定		
備考	—		
連絡先	国土交通省 観光庁 観光地域振興課 TEL 03-5253-8328		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	地域資源を活用した観光地魅力創造事業	予算案額(百万円)	270
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品の開発等を支援することにより、魅力あふれる観光地域づくりを推進。		
対象者	単一市町村、観光協会、交通事業者、旅行者、地域づくりの取組を実施する者等により構成された協議会		
対象事業	<p>地域資源の磨き上げのため、戦略的かつ一体的な取組を行う地域に対して旅行商品の造成等を支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の策定（観光地域づくりに関する基本的な計画の策定 等）</li> <li>2. マーケティング（商品造成に必要なニーズ調査や動向調査 等）</li> <li>3. 旅行商品造成 （モデルコース・体験プランの企画、モニターツアー、造成した旅行商品のPR 等）</li> <li>4. 名産品開発（地元の産品を活用したお土産品の造成 等）</li> </ol> <p>※財産が残る可能性がある経費、経常的な経費については地域負担とする。</p>		
支援内容	<p>個別事業の実施に必要な経費の総額の2分の1以内の金額を予算の範囲内で負担する。 （支援期間は最大で3年間。ただし、国の負担割合は事業終了後の自立を促す観点から、 1年目:2分の1、2年目:5分の2、3年目:10分の3とする）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	1月17日～2月20日まで公募を行い、各運輸局等からの意見、第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ、協議会を選定(予定)		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省(観光庁) 観光地域振興部 観光資源課</p> <p>TEL:03-5253-8925 FAX: 03-5253-8930</p>		

### I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	ふるさと名物応援事業	予算案額(百万円)	1,350
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した「ふるさと名物」などの新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携して「ふるさと名物」の販路開拓を行う小売事業者等への支援のほか、地域産品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会出展等のプロジェクトを支援。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>(1)「ふるさと名物」支援事業</p> <p>①中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓の費用を補助。</p> <p>②一般社団法人等が中小企業の地域資源活用を支援するために行う消費者嗜好に関する情報提供などの取組を支援。</p> <p>(2)JAPANブランド育成支援事業</p> <p>ふるさと名物などの地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援。</p> <p>(3)JAPANブランド等プロデュース支援事業</p> <p>海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色を活かした商材の開発・改良、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を支援</p> <p>(4)産地ブランド化推進事業</p> <p>伝統的工芸品等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、伝統的工芸品等の産地にデザイナー等の外部人材等を招聘する取組を支援</p>		
支援内容	<p>(1)ふるさと名物支援事業</p> <p>①補助：補助上限額500万円(機械化、IT化の場合：1000万円、グループの場合：2,000万円) 補助率1～2回目：2/3、3～5回目：1/2</p> <p>②補助：補助上限額1,000万円 補助率2/3</p> <p>(2)JAPANブランド育成支援事業</p> <p>補助：補助上限額200万円(戦略策定段階) 定額補助 補助上限額2,000万円(ブランド確立段階) 補助率2/3</p> <p>(3)JAPANブランド等プロデュース支援事業</p> <p>補助：定額補助</p> <p>(4)産地ブランド化推進事業</p> <p>補助：定額補助</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	未定		
備考	—		
連絡先	<p>(1)、(2) 経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767</p> <p>(3) 経済産業省 商務情報政策局 生活文化創造産業課 TEL:03-3501-1750</p> <p>(4) 経済産業省 製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室 TEL:03-3501-3544</p>		

## I-1. 特に…地域資源を活用したい！(ソフト事業)

施策名	先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業	予算案額(百万円)	100
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	先進的なコンテンツ制作・表現技術による、観光・スポーツ分野等の魅力をプロモーションするコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法の取りまとめ、普及も併せて支援する。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の法令に基づき設立された法人</li> <li>・地方自治法で定められた地方公共団体 等</li> </ul>		
対象事業	コンテンツ制作企業と地域の観光・スポーツ分野等の事業者がコンソーシアムを形成し、新たなコンテンツ制作・表現技術(VR,AR,AI編集,ドローン空撮等)によるプロモーション映像等の制作支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法の取りまとめ、普及も併せて支援する。		
支援内容	当初から広域展開を念頭に置いたコンテンツづくりを行う取組みへの支援(補助) 補助率:1/2・地域経済活性化に特に資する案件については2/3		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	未定		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課 Tel:03-3501-9537 Fax:03-3501-1599		

### I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	伝統的工芸品産業支援事業	予算案額(百万円)	360
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」)」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。		
対象者	国指定伝統的工芸品の製造協同組合等		
対象事業	伝産法に基づき大臣認定を受けた3～5年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とします。		
支援内容	<p>下記事業について、上限2,000万円を補助。( )は補助率。</p> <p>【振興計画】後継者育成事業(1/2、2/3以内)、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業(2/3以内)</p> <p>【共同振興計画】需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業(2/3以内)</p> <p>【活性化計画・連携活性化計画】活性化事業、連携活性化事業(2/3以内)</p> <p>【支援計画】人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業(1/2以内)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金公募開始:平成29年1月中旬～2月中旬(予定)</p> <p>採択公表:平成29年4月中旬(予定)</p> <p>※ただし、補助金を申請するためには遅くとも1ヶ月前までに各種事業計画を窓口となる自治体に提出している必要があります。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 製造産業局 TEL: 03-3501-3544</p> <p>生活製品課 伝統的工芸品産業室</p>		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	食によるインバウンド対応推進事業	予算案額(百万円)	70
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の食・食文化の魅力を映像化し、それを継承・発信するために映像を集積・検索できるウェブサイトの構築を支援するとともに、訪日外国人旅行者に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進するため、飲食店等によるインバウンド対応に必要な情報等を広く普及・浸透させる取組を支援します。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>1. 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業 地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化するため、インバウンドの誘致に取り組む地域における農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、地域特有のストーリーとともに分かりやすく伝えるための映像化等を通じて海外に発信する取組を支援します。</p> <p>2. 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業 訪日外国人の言語や食習慣の違いに対応した飲食店等を拡大していくため、ガイドブックの作成や研修の実施等により、飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）に必要な情報提供を行い、地域のインバウンド対応をサポートする人材を育成するなど、訪日外国人が日本における食体験を通じた日本食や日本産食材への理解増進に資する環境づくりを推進します。</p>		
支援内容	<p>1. 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業 補助率：定額（上限52百万円）</p> <p>2. 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業 補助率：定額（上限18百万円）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール（予定でも可）	3～4月公募予定		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局	食文化・市場開拓課 03-6744-2012	



## I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	JETプログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)		予算案額(百万円)	地方交付税措置
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—			
概要	外国青年を日本に招致し、地方公共団体において自治体での観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用			
対象者	地方公共団体			
対象事業	<p>1 事業概要 地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用(1年単位、最長5年)し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる(昭和62年度開始、平成29年度で31年目。)</p> <p>2 JETプログラム参加者の職種 (1)CIR(国際交流員) 地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事 (地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。) (2)ALT(外国語指導助手) 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事 (3)SEA(スポーツ国際交流員) 地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事</p> <p>3 JETプログラム参加者数(平成28年度) (1)CIR: 410人 (2)ALT:4, 536人 (3)SEA: 6人</p> <p>4 JETプログラム任用地方公共団体数(平成28年度) (1)都道府県: 45団体 (2)市町村等:844団体</p>			
支援内容	<p>総務省、外務省、文部科学省及び(一財)自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援</p> <p>&lt;主な支援内容&gt;            ○在外公館におけるJET参加者募集・選考            ○地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置            ○オリエンテーション・研修、サポート等の実施            ○地方公共団体におけるJET参加者任用経費等(報酬・旅費等)に対する地方交付税措置</p>			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>○英語圏CIR・ALT:9月中旬 配置要望照会、1月末 要望×切、8月 各地方公共団体に配置            ○中国、韓国等CIR・ALT:8月 配置要望照会、10月 要望×切、4月 各地方公共団体に配置            ○一部英語圏、フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT、全ての国のSEA:            9月 配置要望照会、12月 要望×切、8月 各地方公共団体に配置</p>			
備考	—			
連絡先	<p>○総務自治行政局国際室:TEL 03-5253-5527 FAX 03-5253-5530            ○(一財)自治体国際化協会JETプログラム事業部:TEL 03-5213-1733 FAX 03-5213-1743            URL <a href="http://jetprogramme.org/ja/">http://jetprogramme.org/ja/</a></p>			

## I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	予算案額(百万円)																
		区分(新規・継続・変更)																
根拠法令等	—																	
概要	市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。																	
対象者	定住自立圏構想に取り組む市町村又は条件不利地域をその区域の一部に含む市町村																	
対象事業	市町村が外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、現地指導などに活用し地域の活性化、地域の課題解決に取り組む事業。																	
支援内容	<p>【対象経費】外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)</p> <p>※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。</p> <p>※2 「地域人材ネット」登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者(略歴等を別途提出)に限ることとし、単純作業を行う事務員等は対象とならない。</p> <p>【上限額等】1市町村当たり以下に示す額を上限額とし、連続した任意の3年間を特別交付税措置の対象とする。なお、1市町村につき、1回の活用に限る。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人材活用区分</th> <th colspan="3">上限額 (千円)※3</th> </tr> <tr> <th>初年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 民間専門家等活用</td> <td colspan="3">5,600</td> </tr> <tr> <td>2 先進自治体職員(組織)活用</td> <td colspan="3">2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 算定にあたっては財政力補正を用いる。</p>			人材活用区分	上限額 (千円)※3			初年度	第2年度	第3年度	1 民間専門家等活用	5,600			2 先進自治体職員(組織)活用	2,400		
人材活用区分	上限額 (千円)※3																	
	初年度	第2年度	第3年度															
1 民間専門家等活用	5,600																	
2 先進自治体職員(組織)活用	2,400																	
変更のポイント	—																	
支援手続スケジュール(予定でも可)																		
備考	—																	
連絡先	地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL 03-5253-5392 FAX 03-5253-5527																	

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	地域おこし企業人交流プログラム	予算案額(百万円)	
		区分(新規・継続・変更)	
根拠法令等	—		
概要	市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。		
対象者	地域おこし企業人交流プログラムに取り組む地方自治体		
対象事業	<p>市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるよう取り組む事業。</p> <p>(1)この事業における地域おこし企業人は次に掲げる①及び②に該当する者をいう。          ① 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること(ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。)          ② 6月以上3年以内の期間、受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。</p> <p>(2)この事業における「派遣元企業」とは、次に掲げる①及び②に該当する民間企業をいう。          ① 三大都市圏に所在する企業等であること。          ② 本プログラムの趣旨に賛同し、地域おこし企業人を受入自治体に派遣していること。</p> <p>(3)この事業における「受入自治体」とは、本プログラムの趣旨に賛同して地域おこし企業人を受け入れる意向を持ち、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する地方自治体をいう。          ① 定住自立圏に取り組む市町村          中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村          ② 条件不利地域を有する市町村</p>		
支援内容	<p>① 地域おこし企業人の受入れの期間前に要する経費          受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。          (合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)</p> <p>② 地域おこし企業人の受入れの期間中に要する経費          受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。          (合計額が3,500千円を超えるときは3,500千円を上限)</p> <p>③ 地域おこし企業人の発案・提案した事業に要する経費          受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。          (合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	12月:基礎数値照会 3月:特別交付税措置		
備考	—		
連絡先	地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL 03-5253-5392 FAX 03-5253-5537		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	産学連携サービス経営人材育成事業費	予算案額(百万円)	205
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	大学等とサービス事業者等が連携して進める、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムの開発への支援を行います。		
対象者	大学、大学院、民間事業者		
対象事業	<p>○大学等における「サービス経営人材育成」カリキュラム開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関が専門性を有する民間事業者等やサービス産業との連携を進め、大学院・大学において、サービス事業者とのコンソーシアムを組成し、最新の経営ノウハウや、企業からみた教育機関へのニーズを踏まえた教育プログラムのあり方等を討議します。本コンソーシアムでの議論を踏まえ、サービス産業に特化した経営理論、事業者と連携した共同プロジェクト・インターンシップ、経営者による経営講座等の経営教育プログラムの開発等に必要な経費に対して補助を行います。</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関がサービス経営人材を育成する教育プログラムの開発に係る経費(人件費、会議費等)を支援します。</li> <li>・予算の範囲内において、定額もしくは2/3を補助します。</li> <li>・観光関連サービス分野に関するカリキュラム開発についても対象となります。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	1月下旬に公募開始予定。2月末に公募締切り予定。第三者委員会における応募案件の評価を踏まえ、予算成立を前提とし、3月中旬に採択大学等を決定予定。		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課  TEL: 03-3580-3922  FAX: 03-3501-6613</p>		

### I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業	予算案額(百万円)	2,960
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>【1. 先進的文化芸術創造拠点形成事業】 芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する地方公共団体の総合的な取組</p> <p>【2. 文化芸術創造拠点形成事業】 地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業</p>		
支援内容	<p>【1. 先進的文化芸術創造拠点形成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業</li> <li>①文化芸術事業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等</li> <li>・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等</li> </ul> </li> <li>②人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー等開催費等</li> <li>・専門人材活用の報償費等</li> </ul> </li> <li>③ネットワーク構築事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等</li> </ul> </li> </ul> <p>原則5年間の継続補助 定額補助 1億円/年 中間評価等により進捗状況を確認し、支援経費に反映</p> <p>【2. 文化芸術創造拠点形成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭 等</li> </ul> <p>補助率：1/2 補助金額8千万円を上限</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	今年度中に募集・採択を行う		
備考	—		
連絡先	文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室 03-6734-2835		

### I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業	予算案額(百万円)	23
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	COM京都大会等に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により、観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能を強化し、博物館を核とした新たな地域創生につなげる		
対象者	連携の拠点となる博物館やその設置主体、複数の博物館が中心となる実行委員会		
対象事業	<p>分野別・地域別等の博物館のネットワークによる連携組織(コンソーシアム等)による国内外の優秀事例の収集及び調査研究、調査研究結果を基にしたテーマごとの事業を実施するとともに、委託先ごとにその成果の普及を図る。</p> <p>(1)学芸員の研修プログラムの実施 ・海外博物館との交流(学芸員の招聘、派遣)、観光マネジメントに強い学芸員の育成のための講座</p> <p>(2)多言語による国際発信 ・ICTを活用した広報技術の強化(インターネット等を活用した情報発信の充実、ガイドブック、動画等の作成)</p> <p>(3)地域における博物館の魅力向上 ・博物館を核とする観光等の地域振興(観光業界や周辺施設等と連携した開館時間延長、ユニークベニューなど)</p>		
支援内容	<p>テーマごとに先進モデルを構築するための委託事業を実施。</p> <p>(1)学芸員の研修プログラムの実施</p> <p>(2)多言語による国際発信</p> <p>(3)地域における博物館の魅力向上</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ、4～5月に委託契約締結		
備考	—		
連絡先	文部科学省	TEL: 03-6734-2093	
	生涯学習政策局	FAX: 03-6734-3718	
	社会教育課	メール: syakai@mext.go.jp	

#### I-4. 特に…スポーツツーリズム、スポーツイベントの取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	スポーツによる地域活性化推進事業 (地域スポーツコミッションへの活動支援)	予算案額(百万円)	30
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	スポーツツーリズムやスポーツイベントの誘致など、スポーツによる地域活性化の取組を支援する。		
対象者	地域スポーツコミッション(地方公共団体、スポーツ団体、民間企業(スポーツ産業、観光産業など)、等が連携・協働して取り組む地域レベルの連携組織)		
対象事業	<p>○地域スポーツコミッション支援事業 スポーツツーリズム、イベント開催、大会や合宿の誘致などによる地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の活動に対して支援を行い、スポーツを観光資源とした地域活性化の促進を図る。</p> <p>①スポーツツーリズムによる交流人口拡大 地方創生・オリンピック・パラリンピックムーブメントを背景に、交流人口の拡大のための、スポーツイベントの開催やスポーツツーリズムの推進等の取組に対し支援</p> <p>②キャンプ誘致・地域間の国際交流の促進 国際的メガスポーツラッシュ期の到来を受け、キャンプ誘致やスポーツによる国際交流など、大会前・期間中及び大会後も見据えた地域間交流促進に向けた取組の支援</p> <p>③スポーツインバウンドの促進 訪日外国人の更なる地域誘客に向けた、外国人の関心が高いスポーツイベントの開催や、スポーツ観光資源の活用などにより、訪日旅行者の誘客を図る取組に対し支援</p>		
支援内容	予算の範囲内において定額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	応募案件の事業評価を踏まえ、5月中に交付内定を予定		
備考	—		
連絡先	文部科学省(スポーツ庁) 参事官(地域振興担当)	TEL:03-6734-3931 FAX:03-6734-3790	

I-4. 特に…スポーツツーリズム、スポーツイベントの取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業	予算案額(百万円)	20
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	スポーツツーリズムに関する消費者意識・実態に係る調査・分析を通じた、官民協働のスポーツツーリズム需要喚起戦略の策定及び、スポーツツーリズムと文化芸術要素を融合させた「スポーツ文化ツーリズムアワード」のプロモーションなどを行い、スポーツツーリズムの魅力や意義を発信し地域活性化の推進を図る。		
対象者	民間団体		
対象事業	<p>(1)スポーツツーリズム調査・発信事業 ○スポーツツーリズムに関する消費者意識・実態に係る調査・分析を行い今後の政策企画立案の基盤強化を図る。これらの調査データを基に、スポーツツーリズム関連業界との官民協議会を形成し、スポーツツーリズムの推進及び消費拡大に向けた戦略策定を行い、スポーツ庁が先行してメディアを通じスポーツツーリズムの魅力や意義を発信しスポーツによる地域活性化を推進する。</p> <p>(2)スポーツ文化ツーリズム創造・発信事業 ○スポーツ庁・文化庁・観光庁の包括的連携協定のもと、外国人旅行者の関心も非常に高い日本の文化芸術要素とスポーツツーリズムを融合させた「スポーツ文化ツーリズム」を創出し、その掘り起こしや拡大のために進める「スポーツ文化ツーリズムアワード」のプロモーション展開を図る。</p> <p>■(1)及び(2)の取組より、スポーツツーリズムによる地域の交流人口・スポーツ関連消費の拡大を図るとともに、国民需要喚起により全国のスポーツコミッションの取組意欲を高め、地域の独自性の高い観光コンテンツの創出や新たな組織の設立を促す。</p>		
支援内容	(1)、(2)共に委託事業として実施。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業ごとに異なる。		
備考	—		
連絡先	文部科学省(スポーツ庁) 参事官(地域振興担当)	TEL:03-6734-3931 FAX:03-6734-3790	



I-5. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	予算案額(百万円)	25
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	エコツーリズム推進法第16条		
概要	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。		
対象者	エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会(市町村の参加は必須)		
対象事業	<b>エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)</b> エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。 ・エコツーリズム推進全体構想の作成 ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化 ・資源調査 ・エコツアーのプログラムづくり ・ガイド等の人材育成 等		
支援内容	交付対象経費の1/2を助成(1地域あたりの交付金額は最大で500万円(H28年度実績))		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付を受ける手順は以下のとおり 1 公募要領に基づき、応募(平成29年1月以降) 2 環境省の審査を経て、事業採択 3 交付決定(4月以降予定)		
備考	—		
連絡先	環境省 自然環境局国立公園課 TEL:03-5521-8271 国立公園利用推進室 FAX:03-3595-1716		

I-7. 特に…ITの活用をしたい！（ソフト事業）

施策名	IoTおもてなしクラウド事業	予算案額(百万円)	248
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、訪日外国人等のスムーズな移動、観光等の実現に向け、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供等)を可能とするため、共通クラウド基盤の構築を進め、実証実験を通じて機能を検証する。		
対象者	地方公共団体、民間事業者等		
対象事業	訪日外国人等のスムーズな移動、観光等の実現に向け、スマートフォンや交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用することにより、言語等の個人の属性情報による情報提供等の多様なサービス連携の実現に向けた実証実験を行う。		
支援内容	平成29年度は、スマートフォンや交通系ICカード、デジタルサイネージ等を活用し、個人の属性(言語等)に応じた情報提供等を可能とする共通クラウド基盤の機能拡充及び機能の検証を実施予定。		
変更のポイント	対象事業及び支援内容の現行化		
支援手続スケジュール(予定でも可)	政府予算が確定次第仕様書の検討を行い、公募を実施し、評価会の結果等を踏まえ事業実施者を決定する。		
備考	—		
連絡先	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 TEL: 03-5253-5481 FAX: 03-5253-5721		

### I-7. 特に…ITの活用をしたい！（ソフト事業）

施策名	IoTサービス創出支援事業	予算案額(百万円)	510
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地域における実証事業を通じ、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する参照モデルを構築するとともに、必要なルール整備等につなげる。		
対象者	地方自治体、大学、データを扱うユーザ企業等から構成される地域のコンソーシアム		
対象事業	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルを構築するとともに必要なルール整備等につなげるため、地方自治体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、生活に身近な分野におけるIoTサービスの実証事業(観光地域づくりに資するものを含む。)に取り組む。		
支援内容	公募により採択された地域のコンソーシアム(IoTサービスの実証主体)に対し、実証事業の実施に必要な資金を支援する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成29年春頃に委託先(候補)を決定し、平成30年2月頃まで実証事業を行う。		
備考	—		
連絡先	総務省情報流通行政局情報流通振興課 TEL: 03-5253-5494 FAX: 03-5253-5752 URL: <a href="http://www.midika-iot.jp/">http://www.midika-iot.jp/</a>		

I-7. 特に…ITの活用をしたい！（ソフト事業）

施策名	オープンデータ等利活用推進事業	予算案額(百万円)	298
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	観光関連情報を含むオープンデータを活用したモデル実証等に取り組むことにより、データを活用した新事業・新サービスの創出、住民サービスの向上等を促進する。		
対象者	地方公共団体、観光団体、民間事業者等		
対象事業	観光関連情報を含むオープンデータを活用した新事業・新サービスの創出・展開につながるモデル実証等を行う。		
支援内容	観光関連情報を含むオープンデータを活用した新事業・新サービスの創出・展開につながるモデル実証等を行いたいと考えている地域の主体(地方自治体等)に対し、必要な資金を支援する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成29年春に対象地域等を選定し、モデル実証等を行う。		
備考	—		
連絡先	総務省情報流通行政局情報流通振興課 TEL: 03-5253-5748 FAX: 03-5253-5752 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/</a>		

## Ⅱ. 地域の魅力を発信したい！（ソフト事業）

施策名	地方連携事業	予算案額(百万円)	881の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方運輸局・沖縄総合事務局が、地方(自治体及び観光関係団体等)と広域に連携し、外国人旅行者に魅力のある地域の観光資源等を海外に発信し、外国人旅行者の訪日促進を図る。		
対象者	地方公共団体・観光関係団体等		
対象事業	<p>【事業内容の例】</p> <p>(国内で行う事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外旅行会社関係者等の招請</li> <li>○海外メディア関係者等の招請</li> <li>○海外教育関係者等の招請</li> </ul> <p>(国外で行う事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外旅行博への出展</li> <li>○海外新聞・雑誌等への広告掲載</li> </ul> <p>(国内外で行う事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人向けパンフレット作成 等</li> </ul>		
支援内容	総費用の最大50%(限度)を負担。		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>① 9月 各運輸局等の連携先に対するブロック説明会、マーケット研究会の開催 次年度計画の募集開始</p> <p>② 10月 次年度事業計画の募集〆切</p> <p>③ 12月 各運輸局等は、次年度事業計画を観光庁へ提出及び観光庁からのヒアリング実施</p> <p>④ 3月 事業計画の確定</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 観光庁 国際観光課</p> <p>(TEL)03-5253-8324 (FAX)03-5253-1563</p>		

## II. 地域の魅力を発信したい！（ソフト事業）

施策名	インフラツーリズムポータルサイト	予算案額(百万円)	-
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	橋やダムなどのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツアーポータルサイトを平成28年1月22日に開設した。全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。		
対象者	地域づくりに関心のある方全般		
対象事業	<p>インフラツーリズムポータルサイト<sup>(※)</sup>は既存のインフラや工事中のインフラを、観光ツアーに組み込んだ取組(インフラツーリズム)を推進するために、全国各地の特徴的なインフラツアーの紹介、現在募集中の「各地方整備局等が催行する現場見学会」、「民間事業者が催行するインフラツアー」(旅行商品への組み込みを含む)や「旬なインフラツアー」等を掲載し、地域づくりに関心のある方全般に向けて幅広く情報発信をしている。当ポータルサイトは定期的に情報を更新し、最新情報を集約し、紹介することによりインフラツーリズムの推進を目指す。</p> <p>(※)インフラツーリズムポータルサイトURL →<a href="http://http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html">http://http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html</a></p>		
支援内容	地方創生の推進に取り組む地方公共団体に対して、国内各所に整備されているインフラを活用した観光・地域づくりの国内事例を、分野横断的に情報整理することで総合的な支援を実施する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL: 03-5253-8912		

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	予算案額(百万円)	8,530の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上に向けた観光案内所等の機能向上を支援する。		
対象者	(1)観光拠点・情報交流施設、(2)観光案内所 地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(公共交通事業者(ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。を含む。)、航空旅客ターミナル施設(ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等		
対象事業	<p>(1)観光拠点・情報交流施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。)の整備・改良(施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、洋式便所の整備等)に要する経費。</li> <li>・観光拠点・情報交流施設における無料公衆無線LAN環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費。</li> <li>・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。</li> </ul> <p>(2)観光案内所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。)の整備・改良に要する経費。</li> <li>・外国人観光案内所における無料公衆無線LAN環境の整備、スタッフ研修(人件費は除く。)、案内標識、デジタルサイネージ、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費。</li> </ul> <p>※このほか、外国人旅行者にも利用しやすい公衆トイレの洋式化等に対する補助制度についても詳細調整中。</p>		
支援内容	<p>(1)観光拠点・情報交流施設 補助率 1/3</p> <p>(2)観光案内所 補助率 1/3</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	調整中		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁) 外客受入参事官室	TEL: 03-5253-8972 FAX: 03-5253-1563	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	社会資本整備総合交付金	予算案額(百万円)	893,958の内数																
		区分 (新規・継続・変更)	継続																
根拠法令等	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法 等																		
概要	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。																		
対象者	都道府県、市町村																		
対象事業	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 道路事業</td> <td>2. 港湾事業</td> </tr> <tr> <td>3. 河川事業</td> <td>4. 砂防事業</td> </tr> <tr> <td>5. 地すべり対策事業</td> <td>6. 急傾斜地崩壊対策事業</td> </tr> <tr> <td>7. 下水道事業</td> <td>8. その他総合的な治水事業</td> </tr> <tr> <td>9. 海岸事業</td> <td>10. 都市再生整備計画事業</td> </tr> <tr> <td>11. 広域連携事業</td> <td>12. 都市公園・緑地等事業</td> </tr> <tr> <td>13. 市街地整備事業</td> <td>14. 都市水環境整備事業</td> </tr> <tr> <td>15. 地域住宅計画に基づく事業</td> <td>16. 住環境整備事業</td> </tr> </table> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>			1. 道路事業	2. 港湾事業	3. 河川事業	4. 砂防事業	5. 地すべり対策事業	6. 急傾斜地崩壊対策事業	7. 下水道事業	8. その他総合的な治水事業	9. 海岸事業	10. 都市再生整備計画事業	11. 広域連携事業	12. 都市公園・緑地等事業	13. 市街地整備事業	14. 都市水環境整備事業	15. 地域住宅計画に基づく事業	16. 住環境整備事業
1. 道路事業	2. 港湾事業																		
3. 河川事業	4. 砂防事業																		
5. 地すべり対策事業	6. 急傾斜地崩壊対策事業																		
7. 下水道事業	8. その他総合的な治水事業																		
9. 海岸事業	10. 都市再生整備計画事業																		
11. 広域連携事業	12. 都市公園・緑地等事業																		
13. 市街地整備事業	14. 都市水環境整備事業																		
15. 地域住宅計画に基づく事業	16. 住環境整備事業																		
支援内容	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けた基礎額を算出し、基礎額の合計額を超えない範囲で交付。																		
変更のポイント	—																		
支援手続スケジュール (予定)	<p>未定</p> <p>(参考)例年のスケジュール 新規計画について、前年度中に地方公共団体へ提出依頼。 当年度予算成立後に交付可能額を通知。その後、地方公共団体からの交付申請に基づき、交付決定。</p>																		
備考	—																		
連絡先	<p>国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室</p> <p>TEL:03-5253-8967(直通)</p> <p>HP URL:<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a></p>																		



### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	予算案額(百万円) 区分 (新規・継続・変更)	325 継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。		
対象者	地方公共団体(都道府県、特別区、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む))		
対象事業	補助率:1/2 ※採択にあたって金額に下限値及び上限値はない 対象分野:国土交通省所管の基盤整備事業の事業化検討経費 (例)道路、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設		
支援内容	<p>民間の設備投資等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業(道路、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設)の事業化に向けた必要な検討経費を支援する。</p> <p>具体的には、①基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計などの施設整備の内容に関する調査、②PPP/PFI導入可能性検討や具体的事業手法の選定など施設の整備・運営手法に関する調査が事業内容である。</p> <p>①施設整備の内容に関する調査 (例)基礎データ収集、需要予測、概略検討、整備効果検討 等</p> <p>②施設の整備・運営手法に関する調査 (例)PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定 等</p> <p>(平成29年度の予算決定内容) 民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討の機動的な支援について、PPP/PFI推進アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI検討案件の優先採択等の措置を講ずるとともに、広域連携プロジェクト関連事業等、民間投資誘発効果の高い基盤整備の事業化検討を重点支援する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定)	<p>本調査費の支援を受けるまでの手順は以下のとおり。(年3回募集予定)</p> <p>①募集(平成28年度実績:第1回1月19日～2月26日、第2回4月11日～5月13日、第3回6月13日～7月15日)</p> <p>②国土交通省へ応募書類(調査計画書、調査概要等)の提出</p> <p>③審査(国土交通省における審査、財務省との実施計画協議)</p> <p>④調査費配分の決定(平成28年度実績:第1回4月27日、第2回7月1日、第3回10月17日)</p> <p>⑤交付申請</p> <p>⑥交付決定</p>		
備考	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html</a>		
連絡先	<p>国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室</p> <p>TEL:03-5253-8111(内線29-924)</p> <p>FAX:03-5253-1572</p>		

### Ⅲ まちの基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	離島活性化交付金	予算案額(百万円)	1,550の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	離島振興法第7条3の2項		
概要	離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。		
対象者	都道府県、市町村、民間団体		
対象事業	<p>○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・ターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、流通効率化関連施設整備など</p> <p>○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など</p> <p>○「安全安心向上」事業・・・防災機能強化事業、防災計画策定等事業など</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) 流通効率化関連施設整備等事業については、1/2以内 特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。)</p>		
変更のポイント	地方公共団体等による観光地域づくりの推進主体の立上げに係る経費の支援及び地方公共団体等が定住希望者に対して離島での生活をする上で必要な知識等を学べる機会の提供に必要な経費を支援するとともに、平成29年4月に施行される有人国境離島法の趣旨を踏まえ、本土からの遠隔性等の条件不利性が顕著な特定有人国境離島地域に係る輸送支援を拡充する。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>本交付金の手順は以下のとおり。</p> <p>平成29年2月～ : 要望聴取 平成29年4月～ : 交付申請 平成29年4月上旬: 交付決定(以後随時交付予定)</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局離島振興課	TEL: 03-5253-8421 FAX: 03-5253-1594 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html</a>	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域再生制度	予算案額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	地域再生法		
概要	地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。		
対象者	地方公共団体(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。)		
対象事業	地域再生計画の認定基準(地域再生法第5条第16項) 一 地域再生基本方針に適合するものであること。 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであることが認められること 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること		
支援内容	地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。 (詳細はこちら <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kekka/160420/list.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kekka/160420/list.pdf</a> ) <b>【観光地域づくりに資する施策】</b> ○地方創生推進交付金(内閣府) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)(内閣府) ○農山漁村振興交付金(農林水産省)等		
変更のポイント	地方創生の深化に向けて地方公共団体が取り組む先駆的な事業を支援するための地方創生推進交付金、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄付を促進するための地方創生応援税制の創設等を盛り込んだ地域再生法の改正を実施。(平成28年4月20日施行)		
支援手続スケジュール(予定)	○毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付 ○毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定		
備考	—		
連絡先	内閣府	TEL:03-5510-2475	
	地方創生推進事務局	FAX:03-3591-1974	
	地域再生担当	URL: <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a>	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地方創生推進交付金	予算案額(億円)	1,000億円
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法(第13条、第5条4項1号)		
概要	地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定：</p> <p>(1)しごと創生…………… ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等</p> <p>(2)地方への人の流れ… 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等</p> <p>(3)働き方改革…………… 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等</p> <p>(4)まちづくり…………… コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等</p>		
支援内容	<p>○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金(補助率:1/2)を交付。</p> <p>※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。</p> <p>※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするものは支援対象外。</p> <p>○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における5原則(将来性、地域性又は直接性)の視点から、事業の先駆性を審査。</p> <p>○ 上記の①～⑦のうち、特に重要な①～④が申請要件となっており、①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ(都道府県:最大2億円(国費)、市区町村:最大1億円(国費))で申請することができ、①と②～④で2つ以上該当する場合には、横展開・隘路打開タイプ(都道府県:最大0.5億円(国費)、市区町村:最大0.25億円(国費))での申請が可能。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28年度は平成28年6月17日に第1回応募を実施し、8月2日に採択事業を発表。第2回応募については、9月30日を締切りに実施し、11月25日に採択事業を発表。</li> <li>● 平成29年度は平成29年3月中旬を締切りとして第1回応募を行い、4月下旬に採択事業の発表、5月下旬に交付決定を実施する予定。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL: 03-3581-4213</p> <p>地方創生推進事務局 URL: <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html</a></p> <p>地方創生推進交付金担当</p>		

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	中心市街地活性化制度	予算案額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。		
対象者	市町村		
対象事業	<b>【基本計画の認定基準】</b> (第1号基準) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に適合すること (第2号基準) 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること (第3号基準) 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること		
支援内容	中心市街地活性化基本計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が認定と連携して実施する施策は、認定申請マニュアルのとおり。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html</a> <b>《認定と連携した主な支援措置》</b> (1) 地域・まちなか商業活性化支援事業(経済産業省) (2) 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)(国土交通省) (3) 中心市街地活性化ソフト事業(総務省)		等
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<b>【中心市街地活性化基本計画認定の手続き】</b> 例年、3月末認定のほか、市町村からの要望を踏まえ、6月及び11月頃に認定 <b>【連携した支援措置の手続き】</b> 支援措置については所管省庁へ確認		
備考	—		
連絡先	内閣府	TEL:03-5510-2338	
	地方創生推進事務局	FAX:03-3591-8801	
	中心市街地活性化担当	URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域公共交通確保維持改善事業	予算案額(百万円)	21,361
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 等		
概要	地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援する。		
対象者	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)、地域における協議会又は地方公共団体		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特性に応じた生活交通の確保維持(以下「確保維持事業」) <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線バス交通の運行 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。</li> <li>・地域内交通の運行 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。</li> <li>・離島航路・航空路の運航 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。</li> </ul> </li> <li>○快適で安全な公共交通の構築(以下「バリア解消促進等事業」) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの導入、鉄道駅におけるホームドアの整備、内方線付点状ブロックの整備 等</li> <li>・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等</li> </ul> </li> <li>○地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し(以下「調査等事業」) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に係る調査</li> <li>・上記の計画に基づき実施する利用促進の取組み(公共交通マップの作成等)や事業評価(協議会運営・フォローアップ等)</li> </ul> </li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確保維持事業 &lt;補助率&gt;1/2 等</li> <li>○バリア解消促進等事業 &lt;補助率&gt;1/3 等</li> <li>○調査等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定 &lt;補助率&gt;1/2</li> <li>・上記の計画に基づき実施する利用促進の取組み及び事業評価 &lt;補助率&gt;1/2</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実</p>		
変更のポイント			
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業により異なる。(以下URL参照)		
備考	詳細は以下URL参照 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a>		
連絡先	国土交通省	TEL: 03-5253-8396	
	公共交通政策部	FAX: 03-5253-1513	
	交通支援課	URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a>	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	かわまちづくり支援制度	予算案額(百万円)	都市水環境整備 24,716百万円の内数 社会資本整備総合交付金 893,958百万円の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。		
対象者	市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会 (以下、「推進主体」という)		
対象事業	<p>支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川</li> <li>2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川</li> <li>3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川</li> <li>4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川</li> </ol>		
支援内容	<p>河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソフト施策 河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則2.2による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援</li> <li>2. ハード施策 河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。</li> </ol>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請 ②水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録 ※登録については年度末の予定</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課 TEL:03-5253-8447 FAX:03-5253-1603</p>		

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	街なみ環境整備事業	予算案額 (百万円)	社会資本整備総合交付金 893,958百万円の内数
		区分 (新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。		
対象者	地方公共団体等		
対象事業	<p>【対象地域】</p> <p>(1) 街なみ環境整備促進区域(①から③のいずれかの要件に該当する面積1ha以上の区域)</p> <p>①ア 接道不良住宅率※70%以上 イ 住宅密度(公共用地、工場敷地を除く。)30戸/ha以上 ※ 接道不良住宅:福音4m以上の道路に接していない住宅</p> <p>②ア 幅員6m以上の道路の延長が区域内道路総延長に対する割合25%未満 イ 公園、広場、緑地等の面積割合3%未満</p> <p>③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含む区域、及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域</p> <p>(2) 街なみ環境整備事業地区(街なみ環境整備促進区域内で次の要件に該当する地区)</p> <p>①面積0.2ha以上 ②原則として、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていること</p> <p>【事業の概要】</p> <p>(1) 協議会組織による良好な街なみ形成のための活動 (2) 計画策定 (3) ①地区施設等の整備 ②空家住宅等の除却 ③景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の整備 (4) ①門、へい等の移設 ②修景施設の整備 ③共同建替の共同施設整備 等</p>		
支援内容	<p>(1) 協議会活動助成 (交付率)1/2 (2) 整備方針策定費 (交付率)1/2 (3) 街なみ整備事業 (交付率)1/2、1/3 (4) 街なみ整備助成事業※ (交付率)1/3 ※ 施行者が要する費用の1/3以内かつ事業主体が補助する額の1/2以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定)	地方公共団体が社会資本整備総合交付金等の手続きに則り実施。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL: 03-5253-8517 FAX: 03-5253-1631 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>	



### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業	予算案額(百万円)	644
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代環境対応車への買い換え促進等を図るため、次世代環境対応車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。		
対象者	自動車運送事業者、地方公共団体等		
対象事業	<p>地域の計画と連携し環境に優しい次世代環境対応車の集中的導入・買い換えを行う事業</p> <p>〔(例)          ・燃料電池バス・タクシー、電気バス・タクシー・トラック、プラグインハイブリッドバス・タクシーの導入          ・超小型モビリティの導入          ・ハイブリッドバス・トラック、CNGバス・トラックの導入〕</p>		
支援内容	<p>○燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ          : 車両本体価格の1/3          充電設備: 充電設備導入費用の1/3及び工事費の一部(定額)</p> <p>○電気タクシー、電気トラック : 車両本体価格の1/4          プラグインハイブリッドタクシー : 車両本体価格の1/5          充電設備 : 充電設備導入費用の1/4及び工事費の一部(定額)</p> <p>○ハイブリッドバス・トラック、CNGバス・トラック : 通常車両価格との差額の1/3</p> <p>※経年車を次世代環境対応車に改造の上導入するものも対象とする。</p>		
変更のポイント	次世代環境対応車の普及促進にかかる2つの事業を統合し、普及の状況に合わせ、補助率を段階的に低減しながら支援する制度に再編。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	以下URL参照		
備考	詳細は以下URL参照 <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html</a>		
連絡先	国土交通省	TEL: 03-5253-8604	
	自動車局環境政策課	FAX: 03-5253-1636	

### Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域・まちなか商業活性化支援事業	予算案額(百万円)	1,782
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	コンパクトシティ化に取り組む中心市街地における周辺地域への経済的波及効果の高い民間プロジェクト、公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の商店街における各種サービスの提供に向けた取組、商店街の活性化のために商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発を支援。		
対象者	(1)まちなか機能集約支援型 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者 等 (2)公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型 商店街組織 等 (3)個店連携モデル型 任意の個店グループ		
対象事業	(1)まちなか機能集約支援型 中心市街地における、住民や観光客等のニーズに対応できる、地域産品販売・飲食店・交流スペース等の複合商業施設の整備。 (2)公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型 全国モデル型の商店街における、以下の6分野に係る各種サービスの提供に向けた取組 ①少子・高齢化 ②地域交流 ③新陳代謝 ④構造改善 ⑤外国人対応 ⑥地域資源活用 (3)個店連携モデル型 商店街の活性化のため、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発。		
支援内容	(1)まちなか機能集約支援型 ○ 補助率:2/3以下 (2)公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型 ○ 補助率:2/3以下 (3)個店連携モデル型 ○ 補助率:1/2以下		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	未定		
備考	—		
連絡先	地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 中小企業庁 商業課 03-3501-1929		

### Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	自然環境整備交付金事業	予算案額(百万円)	1,539
根拠法令等	—	区分(新規・継続・変更)	継続(国立はH27より新規)
概要	国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的としている交付金事業。		
対象者	自然環境整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村		
対象事業	<p>(1) 国立・国定公園整備 公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等 ※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外。</p> <p>(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備 長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等) 平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業 ※うち、28年度補正予算は「国立公園満喫プロジェクト等推進事業」に係る事業が対象</p>		
支援内容	<p>(1) 自然環境整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限</p> <p>(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付</p> <p>○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能 ○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能 ○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)</p> <p>これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	都道府県知事より自然環境整備計画を環境大臣へ提出 → 都道府県知事より交付申請 → 環境大臣が交付決定 → 都道府県が事業実施 → 都道府県知事より実績報告を環境大臣へ提出 → 環境大臣が交付額の確定		
備考	—		
連絡先	<p>環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-3581-3351(内線6698,6699) FAX 03-3595-0029 URL:<a href="http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html">http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html</a></p>		

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	生物多様性保全推進支援事業	予算案額(百万円)	75
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	<p>■生物多様性基本法第4条、第8条、第14条、第21条          ■地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第14条</p>		
概要	<p>地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。</p>		
対象者	<p>地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される地域生物多様性協議会。ただし、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。</p>		
対象事業	<p>次の(1)～(4)に掲げる各支援メニューの要件のうち、いずれかの項目に該当すること。</p> <p>(1)国内希少野生動植物等対策 種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策</p> <p>(2)特定外来生物防除対策 外来生物法に基づく特定外来生物の対策</p> <p>(3)重要生物多様性保護地域保全再生 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生</p> <p>(4)広域連携生態系ネットワーク構築 生物多様性地域連携促進法及び自然再生法に基づく計画の策定又は同計画に基づき進められる流域単位や広域連携等による生態系ネットワークの構築に資する取組</p> <p>1か所当たりの事業実施期間は原則2年間。 継続の必要性が認められる場合は1年間の延伸可能。</p>		
支援内容	<p>交付対象経費の2分の1以下を交付</p>		
変更のポイント	<p>—</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>書類選考及び「生物多様性保全推進支援事業審査委員会」による審査を踏まえ、3月頃に採択内示(予定)</p>		
備考	<p>ハード事業は対象外</p>		
連絡先	<p>環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室          TEL: 03-5521-9108</p>		

### Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	文化財総合活用・観光振興戦略プラン	予算案額(百万円)	10,421
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援。		
対象者	文化財の所有者、実行委員会、地方公共団体等		
対象事業	<p>(1)観光拠点形成重点支援事業 文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施。</p> <p>(2)日本遺産魅力発信推進事業 日本遺産の認定を推進するとともに、認定された地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組への支援等を実施。</p> <p>(3)文化遺産総合活用推進事業 伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化財を活用した特色ある総合的な取組を支援。</p> <p>(4)地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流等、美術館・歴史博物館の活用を推進する取組を支援。</p> <p>(5)ナイトミュージアムプロジェクトの推進 訪日外国人観光客等の増加に伴い、夜間時間帯をより有意義に過ごすための取組として、各地の美術館・歴史博物館の夜間会館を試行的に実施。</p> <p>(6)文化財建造物等を活用した地域活性化事業 文化財建造物の解説版 板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、観光資源としての充実及び地域活性化を図る取組を支援。</p> <p>(7)美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 重要文化財等の外観、内装を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業を支援。</p> <p>(8)歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 史跡等について、整備後の活用方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を支援。</p> <p>(9)地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 出土した埋蔵文化財を積極的・総合的に公開活用するための展示、講演会を支援。</p>		
支援内容	<p>(1)観光拠点形成重点支援事業 補助率:定額</p> <p>(2)日本遺産魅力発信推進事業 補助率:定額</p> <p>(3)文化遺産総合活用推進事業 補助率:定額</p> <p>(4)地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 補助率:定額</p> <p>(5)ナイトミュージアムプロジェクトの推進 補助率:定額</p> <p>(6)文化財建造物等を活用した地域活性化事業 補助率:原則50%</p> <p>(7)美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 補助率:原則50%</p> <p>(8)歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 補助率:原則50%</p> <p>(9)地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 補助率:原則50%</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業ごとに異なる。		
備考	—		
連絡先	<p>文化庁文化財部伝統文化課 TEL:03-5253-4111 FAX:03-6734-3820</p>		

### Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度	予算案額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項		
概要	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。		
対象者	地方公共団体(市町村)		
対象事業	歴史的風致維持向上計画の記載事項は以下のとおり。 ○歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針 ○重点区域の位置及び区域 ○文化財の保存及び活用に関する事項 ○歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項 ○歴史的風致形成建造物の指定の方針 ○歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 ○計画期間(概ね5年～10年程度)等		
支援内容	歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 ○社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援 ○社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援 ○社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%) ○歴史的風致活用国際観光支援事業による訪日外国人旅行者の受入環境整備の支援 等		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	○随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施 ○随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請 ○随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定 ○4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請 ○4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付		
備考	—		
連絡先	<b>【文部科学省】</b> 文化庁文化財部伝統文化課 文化財保護調整室TEL:03-6734-2415	URL: <a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/</a>	
	<b>【農林水産省】</b> 農村振興局農村政策部 農村計画課TEL:03-3502-6004	URL: <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/">http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/</a>	
	<b>【国土交通省】</b> 都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室TEL:03-5253-8954	URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/">http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/</a>	

### Ⅲ-5. 特に…農林水産業を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

施策名	農山漁村振興交付金	予算案額(百万円)	10,060
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住、「農泊」等を促進し、農山漁村の振興を図ります。		
対象者	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等		
対象事業	<p>(1)都市農村共生・対流及び地域活性化対策</p> <p>○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、地域外の若者や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援します。</p> <p>(2)山村活性化対策</p> <p>○ 特色のある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。</p> <p>(3)農泊推進対策</p> <p>○ 「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。</p> <p>(4)農山漁村活性化整備対策</p> <p>○ 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。</p>		
支援内容	<p>(1)都市農村共生・対流及び地域活性化対策          交付率:定額          事業実施期間:都市農村共生・対流支援対策 上限2年          地域活性化対策 上限5年</p> <p>(2)山村活性化対策          交付率:定額          事業実施期間:上限3年</p> <p>(3)農泊推進対策          交付率:定額、1/2 等          事業実施期間:上限2年 等</p> <p>(4)農山漁村活性化整備対策          交付率:都道府県又は市町村へは定額(事業実施主体へは1/2)          事業実施期間:上限5年</p>		
変更のポイント	農泊推進対策の設立		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成29年度予算決定以降に公募等の上、採択予定。		
備考	—		
連絡先	<p>都市農村共生・対流及び農福連携に関すること          農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-3502-5946及び5447</p> <p>地域活性化に関すること          農林水産省農村振興局農村計画課 TEL:03-6744-2203</p> <p>山村活性化に関すること          農林水産省農村振興局地域振興課 TEL:03-6744-2498</p> <p>農山漁村活性化整備対策に関すること          農林水産省農村振興局地域整備課 TEL:03-3501-0814</p>		

Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	次世代林業基盤づくり交付金(うち森林・林業再生基盤づくり交付金(うち森林づくり活動基盤の整備))	予算案額(百万円)	7,010百万円の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	山村地域や都市近郊の里山林等を活用して、子どもたちの体験活動といった森林環境教育や後継者の育成等に必要林業体験学習を推進するための森林フィールドや教育活動施設を整備。		
対象者	都道府県、市町村等		
対象事業	<p>①森林を利用した環境教育・林業教育のための実習林、観察隣島の森林フィールドの整備 (森林整備、森林学習歩道、休憩施設、林間活動空間、学習広場等)</p> <p>②森林環境教育活動施設等の整備 (観察施設、炭焼き体験施設、木工・木細工、体験施設、森林学習館、林業講習施設等)</p> <p>※ 事業費は、概ね300万円以上/1計画</p>		
支援内容	<p>上記の森林フィールドや施設整備に必要な経費の一部を都道府県を通じて交付 交付率:4/10以内 ※ 森林学習歩道については1/2以内、当該森林が所在する地方公共団体以外が協定により実施する場合は1/3以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	市町村等については都道府県へ事業申請し、都道府県は他の当該交付金事業を含めて事業計画を策定して国へ事業申請し、4月以降、他の当該交付金事業を含めて事業採択。		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 林野庁 森林整備部 研究指導課 TEL 03-3502-5721 FAX 03-3502-2104</p> <p>農林水産省 林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室 TEL 03-3502-0048 FAX 03-3502-2887</p>		



Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	予算案額(百万円)	1,700百万円
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組を支援。		
対象者	地域住民、森林所有者等が中心となる活動組織。		
対象事業	<p>活動組織が実施する以下の取組を支援</p> <p>① 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去・集積・処理、高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組</p> <p>② 集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等</p> <p>また、上記取組と組み合わせることにより以下の取組も実施が可能</p> <p>③ 森林環境教育及び上記①、②の活動と併せて行う森林施業技術の向上に向けた研修活動等</p> <p>④ 事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動</p> <p>⑤ 上記①、②及び③の活動の実施に必要な機材及び資材の整備</p>		
支援内容	<p>それぞれ、以下の補助率により支援</p> <p>①12万円/ha または 28.5万円/ha</p> <p>②12万円/ha</p> <p>③3.8万円/回 ※上限年間12回</p> <p>④0.8千円/m</p> <p>⑤1/2(一部1/3)以内</p>		
変更のポイント	<p>&lt;採択に係る改善点&gt;</p> <p>1 現場実態を踏まえた優先順位</p> <p>(1)長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択</p> <p>(2)活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定</p> <p>2 活動の持続性</p> <p>活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択</p> <p>3 地方公共団体による支援</p> <p>地方公共団体による支援(国:地方の割合は原則3:1)のある活動を優先的に採択</p> <p>&lt;支援内容の改善点&gt;</p> <p>4 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断する旨の協定を活動組織と市町村との間で締結した上で、都道府県ごとに設置されている地域協議会に活動計画等を作成し交付申請。(事業の公募期間等は各地域協議会により異なる)		
備考	—		
連絡先	農林水産省 林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室 TEL 03-3502-0048 FAX 03-3502-2887		

#### IV. 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！

施策名	構造改革特別区域制度 (新たな規制の特例措置の提案及び 構造改革特別区域計画の認定)	予算案額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	構造改革特別区域法		
概要	構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。		
対象者	○新たな規制の特例措置の提案…地方公共団体、民間事業者、個人等 ○構造改革特別区域計画の認定…地方公共団体		
対象事業	構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。 ○構造改革特別区域計画の作成主体の名称 ○構造改革特別区域の名称、範囲、特性、意義・目標 ○構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域にもたらす経済的社会的効果 ○特定事業の名称		
支援内容	構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本計画の別表1に記載されている特例措置のとおり。 <観光地域づくりに関連した特例措置> ※平成28年10月現在 ○特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 ○特定酒類の製造事業【特定事業番号709(710)】 地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては、1キロリットルに引き下げる。 ○地域の特性に応じた道路標識設置事業【特定事業番号1218】 案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。 ○地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業【特定事業番号1226】 地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。 ○地域限定特例通訳案内士育成等事業【特定事業番号1229】 地方公共団体が行う地域の特性に応じた研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能とする。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	○ 10月・翌3月頃 規制の特例措置の提案募集 ○ 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画の認定申請 ○ 7月・11月・翌3月頃 内閣府が構造改革特別区域計画を認定 ※スケジュールは予定であり、詳細は随時HPでご確認ください。		
備考	—		
連絡先	TEL:03-5510-2466 内閣府地方創生推進事務局 FAX:03-3591-1973 URL: <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html</a>		



○ 「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援会議 構成メンバー

チームリーダー 国土交通省観光庁次長

チームリーダー代理 国土交通省観光庁観光地域振興部長

副チームリーダー 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部参事官

構成員 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課長  
総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長

金融庁監督局銀行第二課長  
金融庁監督局総務課協同組織金融室長

文部科学省生涯学習政策局参事官

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

経済産業省商務情報政策局サービス政策課長

国土交通省総合政策局交通計画部交通計画課長  
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官  
国土交通省都市局都市政策課長

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長

## お問い合わせ先

国土交通省 観光庁 観光地域振興課  
（「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援会議事務局）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
TEL:03-5253-8328 FAX:03-5253-8930  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/>